第二百八条の二十八第一項中「五十日」を「百十日」に改め、同条第四項中「五十日」を「百十日」に、「申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後五十日以内（直前四半期に係る当該書面の届出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）」を「承認を受けようとする期間の初日の属する四半期の直前四半期」に改め、同条第五項中「五十日」を「百十日」に改める。

第二百七十六条第二号ハ中「同項第四号」の下に「若しくは第四号の二」を加え、「同項第五号イ若しくはロ」を「同号イ若しくはロ」に改める。

第二百八十三条第一項第三号ク中「含む。）」の下に「及び同項第四号の二に掲げる取引」を加え、同項第五号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

第二百八十三条第一項第十一号ハ中「含む。）」の下に「及び同項第四号の二に掲げる取引」を加える。

別紙様式第一号第2面中「及び第４号」を「、第３号の２イ及び第４号」に改め、同様式第7面を次のように改める。

（第７面）

（別添５：業務の種別）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

業務の種別
1　法第28条第１項第１号に掲げる行為に係る業務（　　年　　月　　日）
2　法第28条第１項第１号の２に掲げる行為に係る業務（　　年　　月　　日）
3　法第28条第１項第２号に掲げる行為に係る業務（　　年　　月　　日）
4　法第28条第１項第３号イに掲げる行為に係る業務（　　年　　月　　日）
5　法第28条第１項第３号ロに掲げる行為に係る業務（　　年　　月　　日）
6　法第28条第１項第３号ハに掲げる行為に係る業務（　　年　　月　　日）
7　法第28条第１項第４号に掲げる行為に係る業務（　　年　　月　　日）
8　有価証券等管理業務（　　年　　月　　日）
9　第二種金融商品取引業（　　年　　月　　日）
10　投資助言・代理業（　　年　　月　　日）
11　投資運用業（　　年　　月　　日）

（注意事項）

1　行おうとする業務の番号を○で囲むこと。

2　それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

3　「11　投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、「11　投資運用業（適格投資家向け投資運用業）」と記載すること。

別紙様式第一号第11面を次のように改める。

（第11面）

（別添８：第７条第３号イ、第３号の２イ及び第４号から第９号までに掲げる事項）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

第７条第３号イ、第３号の２イ及び第４号から第９号までに掲げる事項
1　有価証券関連業を行う旨
2　商品関連業務を行う旨
3　商品投資関連業務を行う旨
⑴　行う商品投資関連業務が令第37条第１項第２号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨
⑵　行う商品投資関連業務が令第37条第１項第２号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨
⑶　競走用馬投資関連業務を行う旨
4　法第194条の６第２項各号に掲げる行為を業として行う旨
5　不動産信託受益権等売買等業務を行う旨
6　不動産関連特定投資運用業を行う旨
7　特定引受行為を行う旨
8　特定有価証券等管理行為を行う旨

（注意事項）

該当する番号を○で囲むこと。

別紙様式第九号第２面中「及び第６号から第９号まで」を「、第５号及び第７号から第10号まで」に改め、同様式第11面を次のように改める。

（第11面）

（別添８：第44条第４号、第５号及び第７号から第10号までに掲げる事項）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

第44条第４号、第５号及び第７号から第10号までに掲げる事項
1　法第33条の２第１号又は第２号に掲げる行為を業として行う旨
2　法第33条第２項第５号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行う旨
3　商品関連業務を行う旨
4　商品投資関連業務を行う旨
⑴　行う商品投資関連業務が令第37条第１項第２号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨
⑵　行う商品投資関連業務が令第37条第１項第２号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨
⑶　競走用馬投資関連業務を行う旨
5　法第194条の６第２項各号に掲げる行為を業として行う旨
6　不動産信託受益権等売買等業務を行う旨
7　不動産関連特定投資運用業を行う旨

（注意事項）

行おうとする業務の番号を○で囲むこと。

別紙様式第十二号一⑿①の表中「顧客分別金信託額」を「期末日現在の顧客分別金信託額」に改め、同様式一⑿①注意事項を次のように改める。

（注意事項）

「直近差替計算基準日の顧客分別金必要額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額（顧客分別金信託に係る信託財産の額をいう。）の算出の基準となる差替計算基準日（第141条第１項第７号に規定する差替計算基準日をいう。）における顧客分別金必要額（第141条第１項第６号に規定する顧客分別金必要額をいう。）を記載すること。